

## 埼玉県農業信用基金協会の会員の脱退に伴う出資の払戻しについて

- ・会員の脱退に伴う出資の払戻しは、当協会定款第15条及び第16条の規定により次のとおり取り扱います。

区分	払戻請求権の発生 (脱退者 甲)	払 戻 額 (円) ①農業近代化資金、②農業改良資金・青年等就農資金、③一般資金の3区分に分けて下欄の各算式により算定した額(円単位未満は切り捨て)とします。	払戻請求期間	払 戻 日
法定脱退	脱退日(A1) 甲は、次の事由により脱退します。 ①資格喪失 ②死亡又は解散 ③破産手続開始の決定 ④除名	A1の事業年度開始日 (a1)の基金現在高 $\times \frac{a1\text{の甲の出資額}}{a1\text{の出資総額}} \leq a1\text{の甲の出資額}$ ・ただし、除名による脱退は、上記算式により算定した金額の10分の7に相当する金額とします。	A1から2年未満	次のいずれか遅い日以後1か月以内 ①左欄の期間内の請求日 ②A1の前事業年度決算確定日
	払戻停止解除日(A2) (注)	A2の事業年度開始日 (a2)の基金現在高 $\times \frac{a2\text{の甲の出資額}}{a2\text{の出資総額}} \leq a2\text{の甲の出資額}$ ・ただし、除名による脱退は、上記算式により算定した金額の10分の7に相当する金額とします。	A2から2年未満	次のいずれか遅い日以後1か月以内 ①左欄の期間内の請求日 ②A2の前事業年度決算確定日
予告脱退	脱退日(B1) 甲は、当協会の甲に係る保証債務や求償権がなくなるなど、農業信用保証保険法第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、6か月前までに当協会に予告することにより、その事業年度の終わりに脱退することができます。	B1の翌事業年度開始日(b1)の基金現在高 $\times \frac{b1\text{の甲の出資額}}{b1\text{の出資総額}} \leq b1\text{の甲の出資額}$	B1から2年未満	次のいずれか遅い日以後1か月以内 ①左欄の期間内の請求日 ②B1の事業年度決算確定日

(注) 定款第16条の規定により、当協会は、①甲の債務を保証しているときは、その債務につき甲に代わって弁済しないことが明らかになるまで、②又は甲に代わってその債務を弁済したことにより甲に対して求償権を有しているときは、当該求償権に係る債務が完済されるまで、出資の払戻しを停止します。この払戻しの停止を解いたときは、当協会から甲に通知（この日を「払戻停止解除日」とします。）とします。